

令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和５年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を次のとおり公表する。

１．令和５年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

２．環境配慮契約の締結状況

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針において基本的事項が定められている電気の供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ＥＳＣＯ事業）、建築物に関する契約及び産業廃棄物の処理に係る契約については実績がなかったが、引き続き環境配慮契約の推進に努めることとしている。

３．その他環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための機構における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策研究・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとしている。